

## 第 2 回世田谷区農業委員会総会

日：平成29年9月27日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4 階会議室

## 第2回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成29年9月27日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、永井潔、三田日出男、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：山崎義清、田中宏和

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航

午後 2 時58分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより第 2 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 では、議事に入ります前に、本日は田中宏和委員と山崎義清委員が欠席でございますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、橋本隆男委員と渡邊武彦委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条はなく、農地法第 5 条が 3 件となっております。

それでは、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。

お手元の資料No.1をご覧くださいければと思います。第 2 号議案、農地法に基づく転用届出等について。

第 5 条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-22。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

次に移ります。受付番号29-5-23。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1 枚おめくりいただければと思います。受付番号29-5-24。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 29-5-23なんですけれども、先程の説明だと、私はこれは寄附したのかなという印象を持ったんですけれども、譲受人がいるんですね。これは売買されたという意味なんですか。その辺がよく分からないのと、もともと道路に使用されていて区に移管

したのかと思ったら、そうじゃないみたいな書き方になっている。その辺を詳しく説明して下さい。

事務局 こちらの世田谷区の道路なんですけれども、所有権の移転が伴わなくても道路という形にすることができまして、移転ではなく無償使用ですので、所有権自体は変わらないケースはございます。ですので、これは所有権がそのまま残った形になっているのかなと。こちらは分筆されている状態で道路敷内に入っているという形になりますので、実態的には公道扱いになっていますが、所有権は、先程言ったように移転がされていないという形になります。

高橋（良）委員 でも、これは名義人が変わっていますよね。

事務局 道路の中の所有権は、別に名義人が変わろうと、そこに抵当権をつけようと道路法上、問題ありません。売買も可能でございまして、今回、所有権が移転されました。ただし、機能的には道路として存することになります。

高橋（良）委員 そうすると、区に移管した方がすっきりするような気がするんですけども、その辺が分からないんです。

事務局 現況が道路になってございまして、拡幅することについては寄附という形をとっていますし、こういったケースについても権原整理ということで、道路区域内の中に存するものの寄附を募るといった形がございまして、そういう形でお話しされているとは思いますが、所有者の意向によりますので、希望されるか、されないかによって所有権の移転が発生しますので、こちらの方が希望されない場合は私有のままという形はございます。

高橋（良）委員 とりあえず名前が残ってしまうという。

事務局 名前は残ります。

高橋（良）委員 そうすると、今度また手続上、金銭が発生しますよね。登録というかそういった費用とか。

事務局 実際、世田谷区道の中ですけれども、区道内の道路敷の中に私有のまま残っているケース、私有地を無償でお借りして道路として供用しているというものはかなりあります。このケースもその中の1つだと思うんですが、所有権を移転したというところまではかなりまれなケースかと思えます。実はそのまま残っていて、大昔の方の名前のままのものも結構残っているというケースもございます。区としては、本来的には全部取得していくという方向がいいんですけれども、強制的に収用することはなかなかできませんも

のですから、そのような形で残されているということでございます。

高橋会長 これは私道ですから、止めることはできるとか、そういうことはあるんですか。

高橋（良）委員 公衆用道路ということは、私道じゃないという意味じゃないですか。

真鍋委員 公道でも私道でも一般の人たちがみんな通れるところは公衆用道路として固定資産税が免除されます。

事務局 お話しのとおりでございまして、公衆用道路扱いになると固定資産税等がかからないという形になります。

高橋会長 よろしいでしょうか。それでは、質問はないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件ございます。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第3号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されたのは山崎義清委員ですが、今日は欠席していますので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から代読させていただきます。

9月20日水曜日、相続人である さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査をいたしました。被相続人である さんは、亡くなるまで農業を営んでいました。現在は、調査に立ち会った さんと さんが農業経営に当たっていらっしゃいます。農作物につきましては、トマト、インゲン、トウモロコシ、ニンニク等多品種を生産しており、冬はネギが中心となるということでございます。販売は、JAファーマーズマーケットのほか、自宅の庭先での直売やJA経由での学校給食の食材としても卸していらっしゃるということございました。肥培管理は全く問題ございません。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、証明書を発行することにいたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

7件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目、2件目を事務局から説明願います。

事務局 事務局から説明させていただきます。

なお、資料No.3 - 1、3 - 2は合わせて事務局から説明をさせていただければと思います。それでは、資料No.3 - 1、第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容などについて説明)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3 - 2。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明) 以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、続けて報告させていただきます。

事務局2名と私で、現地調査をさせていただきました。立会人につきましては、さん、さんについては所用ということで欠席でございましたけれども、さんとよくお話しさせていただきました。農業を一生懸命やっておられまして、ハウスが全部で3棟ありまして、そのハウス内にはトウモロコシ、キュウリ、ナス、コールラビ、ピーマンと、秋、今の時期にふさわしいものがありました。また、露地におきましては、里芋、ヤツガシラ、エダマメ、キャベツ、ブロッコリー、そしてあと、珍しいパパイア、これはサラダが何かで食べると言っておられました。それが植わっておりまして、畑の管理状況については全く問題なく、一生懸命農業をやっているなと感じてまいりました。販売先なんです

が、自分のうちの自家直売、イベント等への出荷ということでございます。

そして、2件目、 さんの件も さん立ち会いということでやらせていただきました。この畑につきましても、ネギ、ナス、ニンジン、大根、白菜、レタス、ジャガイモというふうに、非常に多種にわたりまして作付されておりました。販売先については、先程申し上げたように直売、それとイベント等への出荷ということでございます。畑の管理状況につきましても非常によく管理されていまして、ほぼ100%作付されておりましたので、全く問題ないと感じてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

まずは1件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成でございます。ありがとうございます。

次に、2件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、1件目、2件目ともに証明書を発行することといたします。

次に、3件目に入りますが、こちらの案件は農業委員である 委員ご本人からの証明願でございます。農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

[ 委員 退席 ]

高橋会長 それでは、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤（治）委員 9月22日水曜日に、申請人である 委員の立ち会いのもと、事務局2名と調査をいたしました。農業経営は さんと さんが主に、休日は さんも加わって3人で行っております。農作物は、ナス、トマト、シシトウ、アスパラガス、ゴーヤ、イチジク等ございました。販売方法は、ファーマーズマーケットに全部出荷をしているとのことでございます。肥培管理につきましては問題ございませんでした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件について御意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、証明書を発行することといたします。

それでは、 委員に席に戻っていただくようにお伝え下さい。

〔 委員 着席 〕

高橋会長 では、次に4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、4件目を説明させていただきます。お手元の資料No.3-4をご覧ください。できればと思います。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。  
（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されましたのは田中宏和委員ですが、本日は欠席されておりますので、事務局から調査結果の報告の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、田中宏和委員の調査結果の代読を事務局からさせていただきます。

9月20日水曜日、 さんの立ち会いのもと、事務局2名とともに調査をいたしました。農業経営は さんと さんが2人で行っていらっしゃるということでございます。果樹が中心で、プラム、ブタン、ミカン、ブルーベリー、プルーンがありました。そのほか、サツキやもみじ等の植木も若干ございましたが、販売は難しいとのことございました。販売方法は自宅の庭先での販売でございます。肥培管理につきましては、概ね良好でございました。



以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきまして御意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは続きまして、5件目、6件目について説明させていただきたいと思っております。こちらの資料No.3-5、3-6につきましても続けて事務局説明を行わせていただきます。

それでは、資料No.3-5をご覧くださいと思います。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3-6。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました三田日出男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

三田委員 9月20日、事務局の方と2名で さんのところに伺ってまいりました。連棟ハウスが 棟ありまして、 坪のハウスで、その中でパンジーとかコスモスとか花苗を作っています、100%世田谷区市場へ出荷しているということです。年間 から、株ぐらい出荷しているということで、水やりはビニールハウスの中で1日かかると言っていました。施設の中ですので、多少散らかっているところはあったんですが、経営自体は問題ないと思います。

もう1人、 さんは、ビニールハウスが 棟ありまして、その中で、水耕のイチゴ栽培、これからイチゴの苗が 株来るとか言っていました。これから植えて、春にほとんど

摘み取りをしたり、アイスクリームを作るなどするそうです。朝7時頃から多くのお客様が来るので警察が交通整理をするほど盛況とのこと。肥培管理は問題ないと思います。

高橋会長 外国人方も大分来ると聞いています。

この件について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、5件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、6件目について、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。5件目、6件目とも全員賛成ですので、証明書を発行することといたします。

最後になりますが、7件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧くださいと思います。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されましたのは山崎義清委員ですが、欠席ですので、先程と同じように事務局から報告願います。

事務局 事務局から代読させていただきます。

9月20日水曜日、申請人である さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査をいたしました。農業経営は さんと さん及び さんで行っていらっしゃるということでございます。農作物につきましては、夏野菜からブロッコリー、大根、白菜等に今変更途中ということでございます。販売方法につきましては、JAのファーマーズマーケットと自宅での庭先販売ということでございます。肥培管理は適切で全く問題ございません。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 どうもありがとうございます。全員賛成ですので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 調査されたのは、山崎義清委員ですので、事務局から調査結果の報告の代読をお願いいたします。

事務局 事務局から代読させていただきます。

9月20日水曜日、申請者である さんにお話を伺い、調査をさせていただきました。

さんは、亡くなるまで元気に畑に出ていらっしゃったということでございます。よって、主たる従事者と言えます。小作関係もないと伺っております。申請地に係る紛争についてもないということでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について意見がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 ちょっと分からないのがあるんですけども、地番で 番 の一部と書いてあるんですけども、ほかにもまだあるということなんですか。

事務局 この 番 について、一筆の土地としてはこれ以上の面積がありますが、生産緑地に指定されているのはその内の一部 m<sup>2</sup>ということでございます。

高橋会長 よろしいですか。ほかにはないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

1件ございます。事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、特定農地貸付法に基づく承認申請の案件につきまして1件ご審議をいただければというところでございます。

まず、本件審議に入る前に、今回出てきた概要の部分について触れさせていただきたいと思っております。大変恐縮でございますが、この資料の一番後ろのページ、右下のところにNo.6と書かれているものをご覧いただければと思います。左上に「特定農地貸付法のしくみ」と書かれているものに基づいて、まず今回の案件の概要について触れさせていただきたいと思っております。

まず、こちらの資料は、世田谷区農業委員会の上部団体であります東京都農業会議作成のものでございます。

特定農地貸付法は、区民農園を作ることの根拠となる法律であり、実施主体別に以下の3形態があります。なお、特定農地貸付法の条文については、先月の総会で触れましたので、今回は割愛させていただきます。

3形態についてですが、まず、1、地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合というのが、先月、世田谷区で土地の所有者からお借りして開設しますという案件と、目黒区でオーナーさんからお借りして開設しますという案件を3件ご審議いただいたと思います。

今回の案件は、2、四角枠の部分、地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有する方が開設するケースに該当します。根拠法は特定農地貸付法に変わりございません。

また、参考までに、3はケースとしてはほとんどないかと思うのですが、地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者、例えば民間企業やNPO法人が農地の所有者から借りて開設するケースです。

今回該当する案件につきましては、2、農地を所有している方がご自身で開設しますということになります。

なお、これは補足説明となりますが、農地所有者が開設しますが、民間事業者がバックアップすると伺っています。

この件については、世田谷区としても初めてのケースでございます。後ほど添付書類を

皆様に見ていただければと思いますけれども、手続上、農地所有者と区市町村の間での貸付協定の締結、その後、農地所有者での貸付規程の作成、そして、農地所有者から農業委員会への申請となります。本会での審議により承認された場合、農地所有者が利用者との間で契約を締結し、開園するというのが今回のケースの流れでして、皆様には、当該申請に基づき審議していただきます。

では、資料No.5 表面にお戻りください。第3号議案、特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 ありがとうございます。この件について御意見がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 料金のことでお聞きしたいんですけども、年間、片方は5万5200円となって、片方は月額9600円となっているんですけども、この違いというのは。

事務局 今、良治委員から、3ページ、料金体系についてご質問がありました。まず、月額9600円と書かれている部分、これが左の開設内容の表の中と比較するところで、9600円を12カ月にしますと、11万5200円です。その部分については、貸付に係る賃料、6㎡について年間5万5200円、それにプラス付帯料金6万円と書かれているかと思いますが、これを足すと実は11万5200円です。

高橋(良)委員 それで、12で割るとその逆になるということですね。

事務局 こちらの表をご覧いただけると、賃料体系についてはご理解いただけるかと思うところがございます。

高橋(良)委員 それは分かりました。

真鍋委員 前期のときに、玉川地域で生産緑地がいろいろ議論になりましたね。これは初めてのケースだと言うけれども、そのときはこの特定の制度を活用してどうこうじゃなくて始まって、今回の場合は初めてこういう形になって区と協定、この先のということなんです。確認したいんです。

事務局 真鍋委員がおっしゃった箇所は、生産緑地に指定された農地に開設した民間型の体験農園のケースなので、今回のような特定農地貸付法は適用外となります。一方、今回の案件は、生産緑地に指定された農地ではなく宅地化農地を貸借するため、特定農地貸付法に係る申請があったとご理解いただければと思います。

真鍋委員 確認させてもらってよかったです。ということは、この土地は宅地化農地で

ある、固定資産税は宅地並み課税であると。だけれども、こういうような活用だからということで。よく理解しました。

高橋会長 民間型体験農園は玉川地域にもう一箇所あるんです。

高橋（良）委員 今のところで、宅地化農地となると言っていたんですけども、トイレとか何かがありますね。そういうのも含めて全体が宅地化農地という扱いになるんですか。

事務局 宅地化農地という形です。

高橋（良）委員 それは全部込みですか。

事務局 宅地化農地の中で全てやりますということでございます。

山崎（節）委員 これは生産緑地ではないので、こういう形での土地の利用というのは可能だと思いますが、農園を運営するための法律にはいろんな施設をやりなさいということになっているかと思うのですが、この地図を見ますと、駐輪場ですとかそういうものはありません。法律上、駐輪場はつける必要がないんですか。

事務局 区民農園を開設するに当たっての根拠となる法律が大きく分けると2つあります。まず1つが今回申し上げた特定農地貸付法、もう1つが市民農園促進整備法です。現在は世田谷区の砧クラインガルテンが市民農園促進整備法に基づき開設されており、休憩施設などを設けています。今回は、そういう大きな施設がないということもありまして、特定農地貸付法が適用されるとご理解いただければと思います。

山崎（節）委員 そうすると、これはそういう駐輪場ですとか駐車場がなくても法律的には問題ないのですか。

事務局 区民農園の開設については、事前に近隣との調整が必要です。駐車スペースは近隣の方からの苦情の一端となるというところから、設置するということはまずないかと思えます。ただ、駐輪場は、外にとめられてしまいますと、近隣の方からの苦情の一端になるということで、個別に作るということはあるかと思えます。

山崎（節）委員 道路が狭いところですので、近隣の方々から苦情が出るのではないかと、そこをちょっと心配しました。

事務局 ありがとうございます。ただ、こちらには反映されていませんが、駐輪スペースはおそらく設置されるのではないかと想定しているところでございます。

佐藤（治）委員 世田谷区は区民農園の要望というのは結構あるんですか。くじ引きでやっていると言いますね。

事務局 世田谷区立の区民農園は、大変人気が高いです。

佐藤（治）委員 人気が高いんだから、限られた世田谷の農地をよその人が借りるとい  
うのじゃなくて、区民の方々に利用してもらえば、宅地化農地も固定資産税がいろいろあ  
る訳でしょう。これはこれでしょうがないんだろうけれども、方針として、区とかJAと  
かは、なるべく区民の方々に利用していただけるような方向に持っていった方がいいんじ  
ゃないかと思うんです。これから高齢者もだんだん増えるし、そういう人は区民農園とい  
うのを結構楽しみにしているから。これだと民間に行ってしまうということでしょう。よ  
その区の方もあるいは、そんなに遠くの人には来ないんでしょうけれども、そういう人が高  
いお金でやるということだよ。そういうふうだと思うんですけども、どうでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。区民農園については、かなり人気の高い施  
設でございますし、また、待機者の方も結構いらっしゃるということで、私どもも、前回、  
本会にもお示したような形で、うまくマッチングがとれればお借りして、区民農園とし  
て活用させていただいているところなんです。この件については、結局、収益を狙われ  
ているという考え方でいらっしゃいますので、こちらの方については、固定資産税等も当  
然減免にはなりません。でも、こういう動きをやるということであれば、ある程度採算ベ  
ースを合わせた形でやっていくということになります。

佐藤（治）委員 あと2つとか3つあると言っていましたね。

高橋会長 これは生産緑地ですから。

事務局 宅地化農地じゃないとお借りできないものですから。

真鍋委員 これまでこの議論がさんざんあった中で生産緑地であっても区民農園を開設  
できないかというテーマがあるんですよ。今度の都市農地の法律が変われば、そんな形の  
貸し付けはどうなんだというテーマがいつも出てきているんですが、現行制度では、生産  
緑地を区民農園として貸すことは大変むずかしい状況になってしまっていて、それがも  
ととあるのは、相続税納税猶予制度が適用されないということが一番ネックになっている  
から、これを何とかクリアして、できるようにしようという議論がずっとあったというこ  
とで、今それがちょうど課題になっている。

佐藤（治）委員 それで体験農園になっている訳でしょう。

真鍋委員 だから、従事者がいるから、体験農園という形になれば、その人があくまで  
従事者なんだと。それで体験してもらおうとか、ふれあい農園にしても、その人が指導して  
みんながやる、これなら大丈夫だろうという流れで来ているところなんです。本来は、

言われるとおり、せっかく区民の人たちにこんなに人気があるんだからといっても、税制面の制度との絡みで今、非常に難しい部分があって、今度の法律改正がものすごく期待されるというのはそこにもあると私は聞いているんです。

佐藤（治）委員 宅地化農地を区民農園として区に貸した場合、固定資産税などの減免制度はあるのでしょうか。

真鍋委員 いつでも自由に処分できるため、あえて宅地化農地にしている部分があるのと、今までは生産緑地の指定要件が500㎡以上だったから。今度それが300㎡になるから、その宅地化農地で生産緑地になってくれそうなのが、4 haと聞いています。だから、500㎡ないから宅地化農地になっている部分もある訳ですよ。

佐藤（治）委員 これは結構あるでしょう。

真鍋委員 世田谷全体の宅地化農地というのは、500㎡ないから、生産緑地に入れられないから宅地化農地にしているというところはある訳です。だから、それももちろん、言ったとおり、区民農園にすれば固定資産税は減免されるからいいんですが、ただ、すぐに自由に使えないという部分と、今度は500㎡が300㎡になるから、もしかしたら宅地化農地になっているところが生産緑地になれるかもしれないという道も出ている。今は端境期で、いろんな動きがここであるというのは、後ほど多分報告があると思います。

高橋（良）委員 特定農地貸付法で個人が経営して貸すから宅地化農地という扱いにしなければならないという意味ですね。

事務局 そもそも今回、特定農地貸付法、こういう貸し借り、区民農園を開きますという部分についての前提というのが……。

高橋（良）委員 宅地化農地が出発点ということですね。

池亀委員 アグリメディアは民間企業ですよ。それに世田谷区だとか農業委員会が絡む必要はあるんですか。

事務局 特定農地貸付法上、農地の所有者が区民農園を開設する場合には、区と貸付協定を結び、その協定と貸付規程を申請書に添えて農業委員会の承認を求めることができるようになっています。

池亀委員 そうなんだろうけれども、佐藤治雄委員がおっしゃっているように、農地を守るだ云々だというのが大前提であった場合、それは区民農園として区がやるだとか、地域のJAに委託するとか、特定の業者……。

事務局 農地の所有者が農地をどう経営するかという話になってきますから、民間事業



者が関するものについては、いわゆる任意代理人扱いという考え方になりますので、自分の代わりに、農地所有者の責任においてこういったことやっていくということはありません。それぞれ農地の所有者の方の選択の話になってくるとかだと思います。

池亀委員 それは農業委員会の証明云々の必要のために、今言ったように区とこれを結んでいる訳ですよ。それは区と結ばなければいけないということですか。そこから始まりということですか。

事務局 貸付協定に関しては区と結ぶという形になります。貸付協定というのは、環境保全的な話なんですよ。放っておかないでね、きれいにちゃんとやってねという形を協定として結んでいるので、特に区と所有者が貸し付けの協定を結んでいるということではないです。

高橋会長 よろしいですか。ほかに意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成ですので、証明書を発行することといたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成29年11月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、平成29年度世田谷区農業委員会総会日程についての案をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、10月31日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。11月の開催日時につきましては、11月30日木曜日午後3時から、会場はこちら、区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、11月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、異議なしの発言がございましたので、原案のとおりと決定いたします。

次に、生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧いただければと思います。

本件につきましては、前回8月30日に開催されました第1回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について、農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の8月31日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はないということの結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 御質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようでしたら、この件は終了いたします。

以上で、協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)までについて、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧いただければと思います。ふれあい農園「いも掘り」の開催のご案内についてでございます。

開園日時、品目、料金、申込方法につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、10月1日発行の区のおしらせ「せたがや」及び区のホームページにて掲載するということでございますので、ご承知おきください。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。せたがや園芸市の開催のご案内でございます。

まず、本件の概要をご案内させていただきますと、世田谷区及び世田谷園芸商組合主催で行われる緑化に対する区民の関心及び区民園芸の育成、振興を図ることを目的として開催されています。第100回せたがや園芸市の開催についてでございますが、10月20日金曜日から22日まで、会場につきましては、世田谷公園にて開催されます。周知方法につきまし

ては、10月1日発行の区のおしらせ及び区のホームページにて掲載されます。また、その下の段になりますけれども、第101回せたがや園芸市の開催についてでございますが、11月3日から5日まで、会場につきましてはJRA馬事公苑前けやき広場にて開催されます。周知方法につきましては、10月15日発行の区のおしらせ及び区のホームページ等に掲載いたしますので、もしお時間よろしい方がいらっしゃいましたらぜひご覧いただければと思います。

続きまして、今度は資料No.10をご覧いただければと思います。平成29年度JA東京中央・杉並区・世田谷区による農地保全協働事業、未来へつなごう都市農業アグリフェスタ2017のご案内でございます。

世田谷区と杉並区及び両区を地区とするJA東京中央が連携して、都市農業の振興及び農地の保全に対する両区民の理解を深めることを目的に、平成24年度から協働事業を実施しています。平成29年度におきましても、引き続き両区民に対して都市農地の多面的機能について理解を深めることを目的に、都市農業のPRイベントを実施します。

事業内容につきましては、今年は10月22日日曜日、会場につきましては烏山区民センター広場、烏山区民会館ホールにて開催されます。こちらにつきましては、隔年、世田谷、杉並交互に開催しており、今年は世田谷にて開催されます。

主な内容としましては、東京中央農業協同組合、世田谷区、杉並区の代表者による都市農業に関するトークセッション、また、農産物の即売市、即売や体験、展示コーナー等を行います。周知方法につきましては、広報紙及びチラシの配布、ポスター掲示及びホームページ掲載によりご案内させていただきます。なお、5の後援にもありますとおり、世田谷区農業委員会も後援していますので、ご承知おきいただければというところでございます。詳しくは別紙のチラシをご覧いただければというところでございます。

なお、例年、JA世田谷目黒、目黒区、世田谷区の協働事業も行っているところでございますけれども、ご案内につきましては、来月の総会にてご紹介をさせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ぜひアグリフェスタは、お時間がありましたら、お時間がありましたら参加していただければと思います。よろしく申し上げます。

質問はございますか。

田中（光）委員 総会の会場を統一することはできないんですか。

事務局 まず、総会の開催会場、今ご意見がありましたけれども、私どもとして、こちらの会場はちょっと狭いので、区役所の本庁舎の方が皆様、会場自体も真ん中の方にありますので、交通もよろしいかなということで、基本的には区役所本庁舎にて開催させていただきたいと思っています。ただ、会議室が限られている中で、予約がとれない時にはこちらの会場になってしまうということでご理解いただきたいと思います。また、引き続き委員の皆様につきましては、来年度以降もご協力をお願いすることになりますけれども、できる限り本庁の方で開催できるよう調整していきたいと思っています。

高橋会長 3年前はほとんど本庁でした。3年前からはほとんどこっちでした。いろいろあると思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに質問がないようでしたら、以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的にということで、高橋良治委員からご提案があるようですので、ぜひお願いいたします。

高橋（良）委員 生産緑地法が改正されましたが、まだよく分からない部分もあるし、例えばこういった資料を多少読んだだけでは行間がよく分からないところがたくさんあると思うので、農業委員として、皆さんに聞かれた場合に、多少でもちゃんと正確な答えができるように勉強会をやった方がいいんじゃないかなということで、先日会長とお話をし、では事務局に言って、皆さんのためにも勉強会をやらしてもらおうじゃないかという話が出たので、この場所でそういう話をし、今後の動きをどういうふうにするかというのを皆さんとも話をし、できれば勉強会という形にしていきたいと思ったので、提案させていただきます。

高橋会長 いかがでしょうか。日にち、日程等はまた追って事務局と相談でいいですか。

真鍋委員 前期のときに、総会の後にその場に残って、いろんな変化があるときの情報共有みたいなことをやった記憶があるので、そんな形でやらしてもらえばいいんじゃないかなと思います。

事務局 ご提案ありがとうございます。今、皆様のお手元にお配りさせていただいております茶色いパンフレットについては東京都農業会議が発行してございますけれども、私どもが説明するよりも、前回もそうだったので、東京都農業会議の方からご説明いただいた方がより詳しい説明が聞けるところもあるかと思っていますので、調整させていただきます。今、良治委員がおっしゃったとおり、結構動きがあるかと思っていますので、現在の情報という形になりますことはご承知おきいただければと思います。

高橋（良）委員 来年にならないと確定しない部分はあるらしいんですけども、余りそれを待っていると遅くなってしまいますので、第1回目として、こんな感じだよというのをまず皆さんと話を聞いて、勉強したらどうかなということです。

高橋会長 とりあえず来月の農業委員会総会の後でということで、いかがでしょう。ただ、農業会議に聞いてみないともちろん分からないんですけども。

事務局 とにかく、直近の会議の中で、相談させて下さい。

高橋会長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高橋会長 では、そのようにしていただきたいと思います。

生産緑地自体も、生産緑地がいつごろできたのかも分からない方もいらっしゃると思いますので、生産緑地第1と第2があるとか、AとかBとかというものもあるみたいですから、その辺の説明もしっかりしていただければと思います。よろしくお願いします。

佐藤（治）委員 いつごろの予定なんですか。予定は全く未定ですか。

事務局 農業会議の職員の方に予定を聞いてみて、農業委員会総会が終わった後というのを基本的に考えております。改めてご案内いたします。

高橋会長 これで全て終了いたしました。

穴戸会長職務代理者から閉会の挨拶をお願いいたします。

（会長職務代理者 あいさつ）

午後4時23分閉会